

秋田公立美術大学日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考委員会  
会規程

平成31年1月8日

規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年文部科学省令第23号）第35条の規定により設置する秋田公立美術大学日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 委員会は、返還免除申請を行った奨学生について教育研究活動等に関する業績を評価・選考し、独立行政法人日本学生支援機構へ返還免除候補者を推薦することを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 研究科長
- (4) 学部長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会へ出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学生課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年1月8日から施行する。